様式第９号（第６条関係）

第　　　号

（所在地）

（法人名）

介護保険法（平成９年法律第１２８号）第１１５条の４５の９の規定に該当したため、

　　　　年　　月　　日付けで指定した酒田市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、取消し（効力の停止）したので、酒田市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び届出に関する要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり通知する。

　　年　　月　　日

酒田市長

記

１　事業所の名称及び所在地

２　処分内容

３　処分の理由

1. 介護保険法第１１５条の４５の９

第　　号の規定に該当するため

　２）

（裏面）

不服の申立て、取消訴訟について

１　この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に酒田市（介護保険課）に対して審査請求をすることができます。

　　住所　　　酒田市本町二丁目２番45号

　　電話番号　0234-26-5363

２　この決定について不服があるときは、前項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に酒田市（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）を相手に処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、裁決があったことを知った日から６ヶ月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　この処分の取消しの訴えを提起する場合は、第１項の審査請求の裁決を経た後でなければできません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日から３ヶ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。